

淀川水系流域委員会
淀川水系河川整備計画原案に対する
意見（案）についての旧委員への説明会
議事録（確定版）

日 時	平成20年4月6日（日）
	午後 2時30分 開会
	午後 4時44分 閉会
場 所	阪急グランドビル 26F2・3号会議室

[午後 2時30分 開会]

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻となりましたので、これより淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。配付資料でございますが、袋に入れてお配りしております「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号のついてある資料を2つ用意させていただいております。資料1-1「『淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）』に対する意見（案）（080311版）」、資料1-2「意見（案）080311版への各委員による修正文案」の2つでございます。不足資料がございましたら庶務までお申しつけくださいませ。

発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際はマイクを通しお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

なお、本日は委員会ではございませんので一般傍聴の方の発言時間が特に設けておりません。ご了承ください。

なお、携帯電話につきましては音の出ないように設定をお願いいたします。

それでは宮本委員長、よろしくお願いいたします。

2. あいさつ

○宮本委員長

宮本でございます。本日は大変いいお天気で、明日から雨だということで、恐らく桜もきょうが最後ではないかと思っておりますけれども、そんな中にお花見にも行かずに、この本当にうっとうしい会議にお出でいただきまして、本当にありがとうございます。

きょうは、第3次の委員会が昨年8月にスタートいたしまして、河川管理者から原案が提示されました。それについて審議してまいりまして、今、当面、現時点での意見書をまとめようという作業をしております。この第3次の委員会といいますのは、あくまでも2001年に始まりました第1次、2次の延長線での委員会だというふうに私は思っております。1次、2次ときにはまだ河川管理者から原案が出ませんでした。したがって、それに対して意見を言うというチャンスがなかったわけでございます。今回出てまいりました原案に対して第3次の委員会は意見を申し上げますけれども、これは当然、第3次の委員会が独自に意見を言うということではなくて、1次、2次の委

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

員会の議論を積み重ねた結果を踏まえての意見だというふうに私は考えております。そういう意味で、この機会に1次、2次の旧委員の方々にご説明をして、ご意見いただくということは、これはもう必須のプロセスだというふうに思っておりますので、きょうは本当にこういう機会を与えていただいております。

これから、若干意見書の案の中身についてご説明いたしますけれども、どうぞ皆様方から忌憚のないご意見をいただければありがたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

3. 議事

1) 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）

(080311版) について

○宮本委員長

それでは、早速ですけれども、意見書の案と申しますか、これまでの経緯を踏まえましてご説明したいと思います。

まず、今申し上げましたけれども、第3次の流域委員会は昨年の8月にスタートいたしまして、8月に出されました河川管理者からの原案につきまして、河川管理者から説明を受け、そして委員、それから一般住民の方々からの質問、そのやりとりということをやってまいりました。委員の方々から一般の住民の方々からも含めまして約1,500ぐらいの質問が出たのですけれども、そのやりとりをやってまいりました。ただ、どうしても、なかなか議論がじっくりかまないと申す点もあったことも事実でございます。

そういうことも踏まえて、11月の末から1月の末にかけて、まずダムについて集中審議をしようということで行いました。そして2月に入りまして、統合的な流域管理それから治水、それから水需要管理・住民参加ということの集中審議をしてまいりました。そして、3月に入りまして、意見書のたたき台と申しますか、意見書（案）を委員長、副委員長で作成いたしまして、それについての議論を3月11日と3月26日に行ったということでございます。お手元の方に、この意見書の案がございます。それから、この意見書に対して委員の方から出されました修正案でありますとか、あるいは削除とか、そういった追加とか踏まえまして意見の取りまとめたものがこれでございます。

次、お願いします。原案は、目次といたしましては「人と川の繋がり」「河川環境」「治水・防災」「利水」「利用」「維持管理」「関連施策」というふうなものになってございます。これは、基本的には今までの基礎案の項目立てと基本的には変わっていないというふうに思っております。

次、お願いします。この前、意見書を我々委員長、副委員長で出したのですけれども、先ほども

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

申しあげましたけれども、まだ審議が十分に尽くされたとはまるで思っておりません。これは各委員も共通の認識だというふうに思っております。ただ、その状況ですと議論を進めていってもなかなかどうも収れんというか難しいような感じがいたしまして、今後の審議を円滑にかつ有意義に行うために、そしてよりよい計画の策定に資するために、とりあえず今までやってきたこと、審議を踏まえての現時点での委員会の意見を河川管理者に出したいという意味で、今回の意見書（案）をつくったものでございます。そして、意見の最後といたしますか、中身といたしましては、出されました原案の見直しと再提示を求めるとというのが今回の意見書の一応結論ということになってございます。

次、お願いします。3月26日に行いました意見書（案）の審議では、治水と利水と河川環境の関係ということで、これは流域の統合的管理という観点でございますけれども、これを行いました。それから、洪水対策と堤防強化についての議論を行いました。後ほど、これについてはご説明したいと思います。それから4月9日ですけれども、残っております水資源開発と水需要管理について、そして4ダムの中身について審議をしたいというふうに考えております。

次、お願いします。1つ目の河川環境と治水・利水の関係でございますけれども、表題といたしまして、「治水・利水『優先』、河川環境『配慮』的発想」というふうに書きました。この表題につきましても委員の方々からすごく意見がございまして、こういうちょっと何かとげとげしいというか、これはちょっときついのではないかというふうな意見をいただいております。それはきちっと前もってご説明しておきます。表題も含めて今後議論したいというふうに思っております。

次、お願いします。これは今までの1次、2次の流域委員会でも議論してきたことでございますけれども、これまでの社会活動あるいは河川整備・利用、淀川水系に与えてきた影響というのを真摯に受けとめるということが、まず前提としてあるかと思っております。そして、その上で河川整備あるいは管理の取り組みを転換しようということで、自然環境の保全と再生、治水・利水・利用、これらを総合的な判断に基づいて河川整備を行っていこうというのがまさに流域の統合的管理ということで、単に治水・利水・環境と分けるのではなしに、全体をどうするんだということを議論しようというのが1次、2次からの申し送り書にも書いてあったし、そうだというふうに思っております。

次、お願いします。ところが、1つ例を挙げますと、今回原案では洪水対策に対しまして、戦後最大洪水をとにかく安全に流下させるということがまず目標として上げられております。そして、そのために戦後最大洪水が流れにくい桂川の河道を掘削する。そして、この河道を掘削すると計画規模の洪水が来たときに淀川の水位が上がる、ハイウォーター以上になる。したがって、これを抑

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

えるためにダム建設が必要だということで、こういう流れの治水の論理があつて、それに対して桂川の河道の掘削の環境への影響はどうするんだという検討、そして個々のダムの建設に伴う河川環境への影響検討はどうするかと、こういう関係になってございます。

これは治水というまず論理というかストーリーがあつて、その結果として河道の掘削あるいはダムの建設があると、その実施に当たって一体環境へどういう影響があるんだということを議論しようということですので、やはりこれは総合的に考えるというよりも、まず治水のストーリーがあつて、そしてその影響、環境への影響を配慮するという発想にとどまっているのではないかと心配といたしますか、危惧がございます。

次、お願いします。私たちは今、戦後最大の洪水を流すという前に、これはあくまでも1つのメニューといたしますか目標でありまして、その前に大切なことは住民の命を守ることがあります。そして、同時に琵琶湖・淀川の保全と再生ということ、これを同時に考えようというのが今までの議論だったと思います。そうすると、単に戦後最大、桂川掘削、ダム建設というふうに、ずっとこういうふうな流れで、結論を出していくんじゃないし、例えば桂川でしたら既に新しい堤防がもうできています。その旧堤防を撤去する、あるいは河川環境を踏まえて段階的に川を掘削することもあるだろう。そして、桂川の水かさが高いから危ないというのであれば、桂川を掘削するという案よりも、先に枚方から三川合流部の掘削ということもあるだろう。そうすると、本川の水位が低下いたしますから桂川にもきく。そして、川のいわば横断方向の連続性というものの修復も行えるということにもなる。そして、なおかつ今度はハイウォーター以上あるいは越水しても大丈夫なようなしぶとい堤防をつくる、あるいは流域対策と。こういったいろんなさまざまな河川環境も含めて洪水対策も含めてのいろんなメニューを、いろんなことを考えながら、どれが一番いいかというのを考えるのが、まさに河川、治水・利水・環境の総合的な判断だというふうに我々は考えております。そういう意味においては、どうもこういう考え方というのが不足しているのではないかなというふうに考えております。

次、お願いします。今申し上げましたのは桂川の掘削というのを、この赤いところ全部を一気に掘削するということでもあります。これをやる前に、もう少し環境のことも考えると部分的に掘削して様子を見ていくということもあつて、そして、ここであんまり掘削しないかわりに下流で掘削するという案もあるのではないかとこのように思っております。

次、お願いします。まさに今までこういうふうに、どんどんどんどんこういう不連続な河道の断面をつくってきたと、これが河川環境あるいは生態系にも悪影響を及ぼしているということで、こういうふうな連続的な河道を修復しようというのが今までの流れでありました。この流れから若干と

いいですか、かなり逆行しているのではないかなというふうに思っております。

次、お願いします。そして、先ほど言いましたのは、この下流、例えば今この鶴殿のヨシ原ですけども、ここに水が乗らなくて、ここのヨシ原がどんどんヨシの群生が衰えていっております。今ぼちぼちこういうふうにごくここを切り下げて、なだらかに水面に近づくような工事をやっておりますけれども、これをもっと大々的にやれば、ここの河川環境もよくなるし、なおかつ、ここの水かさが下がりますから上流に対する洪水上のプラスの影響もあるのではないかとということも考えられると思っております。

次、お願いします。そうしますと、戦後最大洪水を流す、桂川河道掘削、そして下流の水位が上がるからダム建設というふうには、ずっと行ってしまおうのではなしに。

次、お願いします。自然環境の保全と再生、そして治水、利水、空間利用と、こういったものを総合的に判断するというを理念としては言っているのですが、どうも具体的なメニューとすると、この辺のまさに何と申しますか、考え方と申しますか、具体的なメニューには反映されていないのではないかとというのが疑問であるということでもあります。

次、お願いします。それから次の例ですけども、これは木津川筋のダムに砂がたまっています。この堆砂をとるということは大事なことなんですけれども、この堆砂を取るために水かさを下げます。下げると、ここにたまっていた例えば水道用水の水がたまらなくなりますので、それを新たにつくる川上ダムで、こういう洪水調節、通常の利水のほかに、このダムのいわゆる堆砂の対策のために新たに830万 m^3 の容量を持つと、こういう案が出ております。

次、お願いします。これにつきましても、実はその830万 m^3 がどうしていいんだという説明が、コストパフォーマンスでこれが一番いいんだというふうには決められておりますけれども、これは単なる経済的な比較だけでして、ここに環境に与える、どこかに書いてましたね、環境へのマイナスコストというのは含まれていずに、単に経済的なコストだけで考えているという面もございます。

次、お願いします。また、河川管理者の方から出されております基本的な考え方といたしまして、河川における人為的改変や自然的擾乱による環境の応答が科学的に十分解明されていない、影響予測が不確実である、事業手法検討のための必要な過去のデータ不足、環境影響の回避・低減のための計画・設計の知見の蓄積不十分、技術的に確立していない点がある、ということが言われております。これは非常に結構なことで、皆さん方も多分そうだというふうに思うんですけども。

次、お願いします。例えば、これは川上ダムの植物に対する影響なんですけれども、例えばこういう貴重な植物がある。

次、お願いします。それに対する影響ということで、ここに書いています。例えば、移植によっ

て個体の保全を図るけれども、その効果が期待できるけれども、移植が非常に難しい種があるから専門家の指導・助言により実施する、これらの環境保全対策の実施により、川上ダム建設事業を実施した場合に影響を受けるこういう個体については影響は回避・低減されると考えられると。先ほどの基本的考え方で、まだまだわからないことがある、なかなか対策も確立していない、だから慎重に考えなければいけないということを理念としては言っているんだけど、それじゃ具体的に川上ダムの植物について考えたときに、移植はいいのだけれども非常に難しい、だから専門家の指導を受けます、結果として影響が回避・低減されると考えられる、この考え方というかストーリーが余りにも。理念で、慎重にいろいろ考えましよう、いろいろ難しいからと言っていながら、専門家の指導を受けたら難しいんだけど影響は回避・低減されると。ここが少し、少しというか、かなり理念と言っている検討がかけ離れているのではないかなということを考えております。

次、お願いします。そういうことで今回の意見書の案では、「『原案』は『河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項』にすぎないという従来型発想から一步も出ていない。」「かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生ために、これまでの河川環境整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で『原案』を見直すことを求める。」というふうに一応案としては書かせていただきました。

ただ、これは後の洪水もそうなんですけれども、例えば従来型発想から一步も出ていないとか、なかなかまるっきり転換していないじゃないかというふうな表現に対して、今各委員の方から、それはちょっと言い過ぎじゃないのと、河川管理者もいろいろと配慮してはることはいっぱいありますよというふうな意見が出て、もう少し表現をやわらげた方がいいんじゃないかというのが前回の委員会での議論でありました。そのときにも言っていたんですけれども、河川管理者がいろんなことに配慮されていることは重々知っているわけです、私もやってきましたから。しかし、今ここで言っている意見は、こういうところはいい、こういうところは悪いじゃなしに、これからこの原案を議論していく上で、こういうところはやはりまずいから直してほしいということを指摘しているのであって、だから基本的には割ときつ目の意見にならざるを得ないということ言っているんですけれども、この辺についてはまた文章的には確かにちょっときついなということで、修文ということも今考えているところであります。これが河川環境と治水・利水の関係の章であります。

この前の委員会では大きな見解の相違はないというふうに、最終的にはそういうふうな結論になりましたけれども、表題の表現をやわらげるべきだと、だめだめと言わずに何々してほしいと前向きな表現をしてほしいというふうなご意見がかなり出たということでもあります。

次、お願いします。次、2つ目「堤防決壊から住民の命を守れない洪水対策」、これもきついと

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

いえつきつかもかもしれません。しかし、私たち今まで1次、2次の、あの洪水対策の基本的な考え方を変えようということからすると、素直に書いたつもりなんですけれども、これもまた表現については考えたいと思います。

次、お願いします。今までの1次、2次の議論を振り返りますと、これは守口の淀川の堤防ですね。高さ10mに及ぶ、こういう非常に立派そうな堤防見えると。

次、お願いします。しかし、中は秀吉の時代から積み上げていったこういう土砂、土の塊だということなんです。

次、お願いします。そして、大和川の堤防から、淀川の堤防から、20m、10m下に大阪の町がある。この土でできた堤防によって、こういう低いところに大都市があるという非常に危険な状態だということは今まで言ってきたとおりであります。

次、お願いします。そして、同じように京都では宇治川と木津川、この線で横断図をつくってみると、こうなります。

次、お願いします。木津川の堤防はこうで、宇治川はこう、私が立ったらこうなる格好です。

次、お願いします。そして、この木津川堤防は、確かにこれも見るからに立派そうに見えます。しかし、これは一皮むけば。

次、お願いします。中は砂でできていると。これも今までの委員会で何遍も出て、皆さん方も現地に行っていたところあります。

次、お願いします。したがいまして、この土でできた、あるいは砂でできた高い堤防で洪水を防いでいると、この状態、そしてここに町や家がいっぱいできているという状態で、この堤防が一気に壊れることは避けたいというのが今までの考え方でした。そのためにはどうするか。この堤防をできるだけしぶとくしたいというのが1点、それからこの川の中に集まってくる洪水エネルギーをできるだけ抑制したいということだったと思います。

次、お願いします。したがいまして基礎案では「いつ、どのような規模で発生するかわからない洪水に対して『破堤による壊滅的被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組む』」と、そして堤防をしぶとくすること、土地利用を含めて流域対策等を進めるというのが基礎案の考え方、まさにこれが骨太の治水の考え方です。しかし、今回の原案では、宇治川、木津川、桂川におきましては戦後最大洪水を計画高水位以下で流下させる、淀川は計画規模洪水を計画高水位以下で流下させるということを全面に目標として出しているということでもあります。

次、お願いします。これはもう皆さん方御存じですけれども、いわゆる計画高水位、ハイウォーターというのは、この堤防のこの辺に線がありまして、洪水をこの線以下で流したいという線であ

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

ります。したがって、この線よりも下は護岸を張って、浸透対策、洗掘対策をするというのが計画高水位、ハイウオーターということであります。

次、お願いします。したがって、原案ではこのハイウオーター以上の堤防強化、それから水が乗り越えることによる越水対策については計画には盛り込まない。それは実際には何だかんだやることはあると思いますけれども、計画としては盛り込まないというのが原案であります。

次、お願いします。原案では8,800億円のお金を投じて、これから30年間河川整備をやらうとしています。その中の洪水対策として、河道の掘削、橋梁のかけかえ、大戸川ダム、天ヶ瀬再開発、川上ダム、こういったメニューが入っているわけでありまして。こういったものが30年間になされたときに、現状とこれらが完成した整備後で一体淀川はどういうふうになるのかということを出しました。

次、お願いします。これは木津川の例ですけれども、木津川でこっちが下流です、八幡です、この辺が加茂になります。木津川で、現状で昭和28年の13号台風と同じ雨が今降ったらどうなるか。このピンクのところは堤防を乗り越える越水箇所です。そして、この灰色のところは先ほど言いました計画高水位、ハイウオーターを超えるというところでありまして。これが現状。ダムができた整備後はこうなります。若干変わりますけれども、ほとんど変わらない。

次、お願いします。これが実績洪水の5割増し、現状、整備後です。

次、お願いします。2割増し、現状、整備後です。

次、お願いします。こういうことを天ヶ瀬ダムから下流の宇治川、嵐山から下流の桂川、加茂から下流の木津川、そして淀川本川、これを全部トータルで見たときにどのように変わるかというのが次であります。計画高水位、ハイウオーターを超える延長のパーセントであります。ブルーが現状です、ピンクが整備後です。これはほとんど変わらない。逆に5割増し、2割増しになると、整備後の方がハイウオーターを超える延長は長くなる、こういう格好になります。

次、お願いします。したがって、ダムの完成後、ハイウオーター超過延長は現状と変わらないということをお前の委員会でお話いたしました。

次、お願いします。そして、もう一つ注意しなければならないのは、これは5割増しの雨が降ったときの現状と整備後、ダムができてから後の淀川の河口です。この辺が枚方で、八幡です。この河口から3川合流点までの水かさがこれです。これをよく見ていただくと、現状よりも整備後の方が水かさが高くなっている。

次、お願いします。これは宇治川です。宇治川に実績の昭和28年と同じ雨が降ったときに、これは現状です。これが八幡で、ここは宇治橋のあたりです。ここらあたりで越水します。現状で水か

さはこれです、この線が水かさになります。次、よく見ていただきたいんですけども、整備後です。

次、お願いします。整備後の方がハイウォーターを超える延長が出てきます。そして、この水かさ自体が先ほどよりも上がっているんです、高くなっているんです。なぜこんな事が起こるのかということなんです。

次、お願いします。これを見てもらいますと、ここが同じ、この線ですね、水かさは整備後の方が高くなっています。そして、ハイウォーターを超える延長も、こっちではないけれども、こっちでは出てくるという格好になります。

次、お願いします。そうすると、ダムが完成した後、先ほどハイウォーター延長は変わらないと言いましたけれども、かえって危険が増す区間も実は出てくるということでもあります。なぜダムをつくってそんなことになるんだということなんです。

次、お願いします。計画対象の規模を、例えば戦後最大とか計画規模というふうに、その雨に対して考えますと、実は例えばある川でこれだけの洪水量が来たとしますね、上の方で掘削とかしますから、その分がたくさんふえて流れてきます。それが赤い部分であります。それを、このダムがキャンセルして変わらないようにするというのが今の考え方です。

次、お願いします。ところが、計画規模以上の雨になった場合には、もともとの洪水量自体もふえますし、なおかつ上流からの掘削による流量もふえます。しかし、計画対象規模以上になりますからダムの効果は小さくなります。そうすると、ここからこれを引いてもキャンセルできずに洪水量は計画規模以上の洪水に対してはふえてしまうというのが、先ほどの整備後の方が水かさが高くなってハイウォーター延長がふえるという理屈になります。

次、お願いします。そういうことで、このハイウォーターのところまでを補強して、ここまで以下で流そうとしても、計画規模までやったらいけるんですけども、それより少し大きな雨あるいはさらにもう少し大きな雨が降ったときには、これは必ずこういうことがあるわけですから、これを超えると堤防が壊れるということが言われるわけですから。

次、お願いします。ここまで、堤防の天端まで同じように浸透、洗掘に対する補強をすべきじゃないかということでもあります。

次、お願いします。そして、なおかつ、もう少し大きな雨になると乗り越える可能性があるから、この越水することに対する抵抗力もふやすべきじゃないのかということでもあります。

次、お願いします。これは今まで1次、2次の委員会、そして基礎案で言っていたことですが、堤防が決壊するということは回避したいと。したがって、堤防補強をやりましょうと。これ

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

はまず最優先の課題ですよねと。しかし、これだけで万全じゃありませんよと。川への洪水エネルギーの負担を少なくしようと。そのためには流域で水をためるといこともやらないかだろうと。なおかつ、下流に洪水を集めて、下流にたくさんふやすというんじゃないしに、穏やかに、例えば昔で言うかすみだとか、そういうふうなことで流域にも水を浸水を一方では流すということを考えましよう。そうすると、これはもう川だけじゃできないから、土地利用を含めて地域づくりまで一緒に考えましようというのが今までの基礎案の考え方でありました。

次、お願いします。それに対して今回の原案というのは、今申し上げましたとおり、「住民の命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限にくい止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、とりわけ『越水しても急激に破堤しない耐越水堤防』への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で『原案』を見直すことを求める」というのが、今回の原案に対して、今まで1次、2次、基礎案で考えていたこととかなり方向的に違っているじゃないかと。我々は今まで、淀川から治水の根本的な発想を転換しようと言ってきた、それがまたもとに戻っているということで、このような意見案を書いたわけであります。

次、お願いします。それから、先ほど言いましたハイウォーター以上の堤防強化、越水対策の強化については、前回の委員会で、これは一致して、これを計画に盛り込むことは皆さん一致して要求しようということにはなりました。

次、お願いします。次に、3つ目「従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如」ということであります。これについてはまだ議論していません。今度の9日に議論させていただきます。

次、お願いします。今までの流れでは、水需要に応じて水資源開発をするというんじゃないしに、水需要を管理しようじゃないかというのが大きな従来からの発想転換です。そして、水需要の抑制、水需要の精査確認、水利権見直しと用途間転用、既存水資源開発施設の再編と運用見直し、こういったことを進めていってほしいということでありました。

次、お願いします。その中で、河川管理者も同じようなことをおっしゃっています、理念は。しかし、具体的に出てきた川上ダムの新規水資源開発ということであります。川上ダムで、伊賀地域の水として0.3m³/sほど水を新規に開発するというのが計画に盛り込まれております。これに対して、これは荻野委員からの提言といいますか、ご意見で、こういうことが出てまいります。横に青蓮寺ダムがある、この青蓮寺ダムには大阪市がかなりの水利権を持っていると。しかし、大阪市の水利権はご承知のとおりかなり余っている状態になっていると。そして、青蓮寺ダムからここに

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

土地改良区の幹線水路がありまして、この幹線水路は実は少し流せる余地があると。大阪市の若干の水利権を0.何 m^3/s でもここを流したら、川上ダムのいわゆるこの堰に、下流の堰に到達することができますので、ここから伊賀用水をとればいいじゃないかという話があります。丸々0.35 m^3/s は、この容量からすると一番ピークのときには0.15 m^3/s しかとれないということです。しかし、0.15 m^3/s でもここでこれを融通することによって、仮にここで開発するとしても開発水量は減るということになりますから、こういった先ほどの水需要の抑制、あるいは既存の施設をよく運用すると、水融通するということが理念としてあるわけですから、これを河川管理者はもっと調整してほしいということを私たちは意見として言っているわけであります。

次、お願いします。そしてもう一つは丹生ダムの渇水対策容量であります。渇水対策容量は洪水調節容量、利水容量のほかに、こういう大渇水に備えて水をためておくという渇水対策容量であります。

次、お願いします。通常の渇水でしたら通常のダムの容量で足りるんですけども、大渇水になると通常のダムの容量だけでは足りないということで、渇水調整と渇水対策ダムの補給によって何とかしのごうというのが、この発想であります。

次、お願いします。これは琵琶湖の水かさですけれども、これが例えば取水制限をすとか、あるいは維持流量を削減するとかいうことをやると、最大に河川管理者がやったとしても琵琶湖の-1.5mよりも少し下がってしまうと、-1.67mになるということであります。したがって、この-1.5に下げないために4,050万 m^3 の渇水対策容量が必要なんだというのが、渇水対策容量の説明であると。

次、お願いします。これに対して3つの疑問が出ております。1つは対象の渇水は既往最大の渇水なんですけれども、これは昭和14、15、16なんですけれども、60年、70年に1回の渇水を対象にするのかというのがあります。もともと渇水対策容量というのは戦後最大を対象にしたんじゃないかと、なぜここで既往最大をやるんですかというのが1点としてあります。そしてもう1点は、琵琶湖の-1.5mから2mというのがあります。これは琵琶湖総合開発で-1.5mまでは利用水位だと、それから2mまでは補償水位だということで、そこにいわば非常に微妙な容量があるんですね。

次、お願いします。これは昭和47年の申し合わせ事項です。当時の建設大臣が西村英一、大阪府知事が黒田了一、兵庫県知事坂井時忠、滋賀県知事野崎欣一郎、この方々が申し合わせて-1m、「非常渇水時における操作については、関係府県知事の意見を懲し、建設大臣がこれを決定する。」ということが申し合わせられている。皆さん方はもう亡くなりましたけれども、この申し合わせ事項は生きているんですね、まだ。これはどういうことかということ、-1.5mから2mは非常

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

にもめたんです、これは。下流は当然使わすべきだと、滋賀県はノーだと、ですからここで政治判断として、これは異常渇水のときにどう使うかはこういう格好で申し合わせましたということになっています。

もとへ戻って、この容量というものが今の既往最大の何十年に1回という渇水のときにまさに議論されるべきであって、なぜ1.5mまで全部おさめますということになってしまうかというのが2点目の疑問であります。

そして、3つ目は大川の維持流量であります。

これも非常にいいかげんな図ですけれども、これが淀川本川で、淀川大堰がありますね。それで、ここから大川というのは分水されています。この維持流量が平均毎秒60m³なんですけれども、昭和59年とか平成6年の渇水のとときにはこれが半分程度ぐらまでカットされてます。今のシミュレーションは最大20%ぐらまでしかカットしてないんですね。昭和59年、平成6年は半分ぐらまでカットしているんだから、そこらぐらまでカットしてもいいじゃないですかと。なぜまずいんですかと。これをそこまでカットしたら4,050万m³は要りませんというのが委員から出ている疑問であります。これが3つ目の疑問であります。

したがって、こういうところについてももう少しきちっと説明してもらわないと、渇水対策容量の必要性というのがなかなか皆さん「わかった」というわけにはいかないというのが現状であります。

したがって、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、できるだけダム等のハード施設の建設を抑制して、水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」「需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢で『原案』を見直すこと求める。」というのが意見書の案であります。これも言い方がきついでということで表現とか変えないかと思いますが、内容的にはそういうようなことで一応たたき台として出しております。

そして、個々のダム計画です。

対象となったのは丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム、川上ダム、そして余野川ダムですけれども、この余野川ダムについては、基礎案でもそうでしたけれども、今回も原案ではこれは実施しないということになってました。しかし、まだやるかもしれないということになってたんですけれども、おとついでしたか、基本計画を廃止するということが発表されました。これはまだ我々は聞いてないんですけれども、基本計画を廃止するということが決定されてないんですかね。

何かそういうことが新聞報道されまして「あっ、基本方針を廃止するということはもうこれをやめたということなのかな」というふうに思っているんですけども、これも一回聞かないとわかりません。

まず、ダムについての基本的なスタートは「河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要がある」と。これが実は前の委員会でも出された提言、それから基礎案での河川管理者の言い方。表現は違うんですけども、最大公約数的には私はこういうことだと思ってます。

それで、ここからスタートしたときに、先ほどの大戸、天ヶ瀬、川上ダムの必要性というこのストーリーなんですけれども、これで本当にどうしても必要だということが説明できるかどうかということでもあります。

当然、上流で川幅を広げますから下流にたくさん洪水が流れる。そのどれだけたくさん流れるかということ200年に1回の計画規模の洪水でチェックしてます。

そうすると、同じ200年に1回の大雨といっても降り方がばらばらですから、それを33の降り方でチェックをされてます、近畿地整は。

そうすると、33のうち、この2つの降り方のときに計画高水位を淀川において超えるということになってます。

それがこの図でして、そのうち最大で超えるのが河口から13.2km、この箇所であります。この緑色の線が計画高水位で、このブルーの線がこの緑色の線を少し超えて、ここ、これが超えていると。これを何とかハイウオーター以下に抑えないかんというのがダムがどうしても要するという理由になってます。

13.2kmを断面で見ると、ここが堤防の天端です。3.2m下にハイウオーターのラインがあって、例えば大戸川ダムがないときにはこのハイウオーターから17cm上がります。ダムがあるときにはハイウオーターから2cm下がります。このブルーの線の上と下が大戸川ダムの効果であって、これがどうしても要するという説明になってます。

これは現地で具体的に、これが堤防の一番高いところです。ハイウオーターラインはほぼこの辺であります。この白い棒が17cmであります。「ダムがあるときはここに水位が来ます。なかったらここに来ます。だからこれを下げないかん」というのがどうしても大戸川ダムが要するという我々が聞いた説明になってます、今までのところ。

したがって、大戸川ダムの効果は小さいのかどうかと。意見書の中では「極めて小さい」と書き

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

ました。しかし、委員の中からは「いや、小さくない」という意見もあります。それから、小さくても要るんだという方もおられます。したがって、今こういうことを9日に議論したいというふう
に思っております。

それから、大戸川ダムについては、意見書では効果は極めて限定だというふうに書きました。そ
れに対して河川管理者の方からは「いや、この33パターン全部大戸川ダムはこの白から赤に流量を
減らしてますよ」と。こんなことは当たり前で、上流でダムをつくったら下流の流量が減るのは当
たり前なんですね。

問題なのは、このハイウォーターをダムがないと超えると。ダムがあるからハイウォーター以下
にするというのが必要性を言っている話であって、このハイウォーターより低いところの水位をダ
ムが下げますと言われても。それはどうしてもダムが要るといふ説明にはならないということであ
ります。

そうすると、ダムによってハイウォーター以下にできる洪水というのはやっぱり33分の2しかな
いじゃないですかと。これが限定的だと言っているわけです。

そして、もう1つ、計画規模の洪水でチェックしているんですけども、これは確かに必要であ
るけれども十分じゃない。計画規模以上の洪水は来るわけです。

これは日雨量260mmです。そこから7%ふえたとすると280mmになります。これだけもし雨がふえ
たときにどうなるかと。

下のブルーの線が計画規模です。そして、この赤い線が20mmふえたときの水量です。これは大戸
川ダム、天ヶ瀬再開発、川上ダムができた後です。ハイウォーターから60数cm上がるわけです。

このハイウォーターから17cm上がるということが極めて危険だからどうしても大戸川ダムが要る
という説明でした。

計画規模の7%もし雨がふえたら、水かさはここに来ます。

ダムが完成してもハイウォーター以下には抑えられないということでもあります。

これが極めて危険なら、こっちの方が極めて極めて危険ではないかというのが私たちの今の考え
方であります。

もう少しわかりやすく言いますと、こちらが計画の大きさです。洪水の規模です。だんだんと右
へ行くと大きくなります。洪水の規模が小さいときにはダムがなくてもハイウォーター以下になり
ます。洪水の規模が大きくなってしまおうと、ダムがあってもハイウォーター以上になってしまう。
そのダムの効果が川上とか大戸川からはるか下流の淀川に向かったの効果ですから、これは少ない
わけです。ダムの効果が小さいためにダムによってハイウォーター以下に水位を抑えることができ

る洪水規模が実はこの辺に限られてしまって、ピンポイントの洪水しか効かないということになるわけです。ですから、ダムへの洪水への効果は極めて限定的だというふうに一応意見書では書きました。

しかし、これも限定的ではないという意見もあります。そして、限定的でもどうしても必要だという意見もありますので、これについても9日議論したいというふうに思っております。

次は川上ダムです。これは、ここが岩倉峡ですね。これは狭窄部ですから、ここが開かないということは今回原案でもそうになっています。ただ、上流でこの遊水地の周りの周囲堤を締め切りまして、締め切ると、今までこの辺にも水があふれてたものがあふれなくなるものですから下流にたくさん流れるというのが1つ言われてます。そして、ここの河道を掘削しますので、これも影響があるというふうに言われてます。これは今まで過去の1次、2次で基礎案をまとめたときには言いませんでした。岩倉峡をさわらなかつたら、少々上流で何をしようと下流には影響がない今までの考え方です。しかし、今回は「いや、これが影響あるんだ」ということを言ってきたわけでありませぬ。

その量が $200\text{m}^3/\text{s}$ です。その量 $200\text{m}^3/\text{s}$ を川上ダムがキャンセルするというので川上ダムが必要だという話になってます。

さっきの淀川と同じように、木津川下流で $200\text{m}^3/\text{s}$ ふえることによってハイウォーターが八幡のところで16cm上がりますということでもあります。これがあるから川上ダムで水位を下げますと。川上ダムができたらどうなるかと。

これは下がっているんでしょうけれども、依然としてハイウォーターというのは上がっているんですね。今の理屈で本当に川上ダムがどうしても要るかという説明になっているのかというところが疑問であります。

同じように、さっきも言いましたけれども、ダムができた前と後とで越水の延長、ハイウォーターを超える延長はほとんど変わらないということでもあります。

したがって、木津川下流に対する川上ダムの効果は極めて小さく限定的というふうに書きました。

これは今はもう説明しませんが、淀川に対する効果も、大戸・天ヶ瀬と同様に、極めて小さく限定的だということはもう先ほどの説明からわかっていると思います。

したがって、川上ダムの効果は小さいと書きましたけれども、これも小さいかどうかという議論、そして小さくてもどうしても必要だという議論を9日にやるということでもあります。

そして、利水については先ほど言いましたので説明を省きます。

それで、この木津川筋のダムの堆砂を除去するために水かさを下げる、その水かさを下げるため

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

に、それをフォローするために川上ダムで830万 m^3 の容量を確保するというこれなんですけれども、逆に高山ダムで同じように確保できないかと。例えば、大阪府なり大阪市の水を若干、使わせてもらおうと。そのかわり補償もしますと。そうすると、新たにダム容量を使わなくても同じような効果が高山ダムの今の利水者に協力してもらったら可能じゃないかというのが実は千代延委員の意見であります。

そして、実際に計算されてます。どれだけ利水者に補償を払ってもこっちの方が安いというのはもう当然なんですけれども、ただしそれについて利水者の調整がされていないということで、この辺についてもハードな施設でやるという前にもう少しいろんな工夫があるんじゃないですかということをお願いしているわけでありまして。

それから、最後、丹生ダムについては、まだ洪水対策の話だとかが具体的に出ていないということでもあります。それで、丹生ダムについては計画原案をこれから二、三年かけてよく詰めて、それから出しますという話になってます。この姉川、高時川の天井川対策というのは緊急なのにどうして丹生ダムについては二、三年も計画策定するのを先送りするのかというのは、私、正直、疑問であります。そういうことで、この意見書の中では丹生ダムについての原案をとにかく早く出してほしいということをうたっております。

それで、ダムの最後のところに書いたのは、「整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。」「委員会は、現時点において、これらのダム建設の『実施』を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。」という文章を書いたわけでありまして。ただ、これも、もう一回言いますけれども、今のダムが必要だとか必要でないということは私たちは今言っておりません。「今まで聞いてきた説明であれば、今この時点で我々が整備計画に位置づけるということをお断りしたとは言えませんよ」ということを今回の意見書の案の中では言っているということでもあります。

とりあえず以上でございます。ありがとうございました。

それでは、これから皆さん方からご意見をいただきたいと思うんですけれども、ちょっと私も疲れまして10分間だけここで休憩させていただいて、再開後に意見をいただくということにさせていただきます。では、よろしく申し上げます。

[午後 3時22分 休憩]

[午後 3時31分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議を再開します。委員長、よろしく申し上げます。

○宮本委員長

はい、それでは再開させていただきます。

今までの審議の状況と意見書（案）の大体の概要とといいますか、どういうことが書いてあるかということをお願いしました。皆さん方からこれから約1時間ご意見をいただきたいと思っておりますけれども、実は芦田元委員長がきょうは都合が悪いと。明日だったらよかったですけれども、きょうは都合が悪いということで欠席になっておられます。それで、今の意見書に対する意見をいただいておりますので、これをちょっと川上委員の方からご紹介いただきたいと思います。

○川上委員

3月26日の第75回委員会に寄せられた芦田和男元委員長の意見を朗読させていただきます。

「上記の河川整備計画原案は、治水計画は従来型のままで、それに、河川環境保全の項目を加えたようなものになっており、環境復元・保全を実現できるか疑わしい。河川環境復元・保全の目標も設定されていない。これでは結果として、従来型の治水とあまり変わらないものになる恐れがある。河川環境の復元・保全を実現するためには、従来型の治水・利水の理念を根本的に変え、自然と共生する方向へ治水・利水を向ける必要がある。この点については、第1期の淀川水系流域委員会で提言し、国土交通省近畿地方整備局もその理念を共有して基礎案はつくられた。これに対して今回の原案ではその重要な点が欠落しており、残念である。理念転換の第1は、河川環境に影響の大きいダムと河道改修による治水から容易に破堤しない堤防と流域対応を併用した治水への転換である。もう一つの点は従来の計画規模の洪水を対象とした治水計画から、いかなる洪水にたいしても少なくとも住民の生命を守り、かつ被害を最小限に食い止める治水計画への転換である。これについても上に記した自然と共生の治水に対すると同様に、越水しても容易に破堤しない堤防に強化すること、避難体制の整備、土地利用計画などの流域対応が重要であり、これを優先的に取り組む必要があるが、これについての原案の取り組みは十分でない。また、河川環境の復元・保全に関しては保全目標を設定し、それを実現するための行動計画を流域全体を対象に作成する必要がある。その際、環境、治水・利水を総合的に扱うことが大切である。そうしなければ河川環境の復元・保全と言っても絵に描いた餅になる恐れがある。以上要するにこの原案は我々委員がいままで長い時間をかけて議論して作成した提言や意見書と大きくことになっており、現委員長の宮本氏が求めているように再提示されるようお願いしたい。私は、整備計画原案に対する宮本委員長の意見（案）を全面的に支持する。」以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、皆さん方からご意見をいただきたいと思います。どういうふうにいたしましょう。

○川那部 浩哉氏

芦田さんの意見書が先ず朗読されましたから、これからの発言も年の順番で行ったらどうですか。

○宮本委員長

年の順番ですか。それでは、川那部先生、どうぞ。

○川那部 浩哉氏

実は、私、委員を終わってしまっただけからあんまり傍聴してなくて申しわけないのですが、もう一つには出ない方がいいのではないかと思ったこともあるのです。したがって、今日宮本さんが説明されたものと資料以外では、近畿地方整備局から出た『計画原案』と、去年9月26日に委員会を傍聴して、そのとき配られた『資料』と、それから2月20日にあった『第73回委員会議事録』と、主な材料はそれだけです。したがってその後の委員会であるいは解明されている可能性も全くないとは言えないでしょうが、先ほどの宮本さんの説明ではどういそうとは判断できないので、ちょっと意見を申させて頂きたいと思います。

63回の委員会におけるパワーポイントでの説明を聞いて、お気の毒だなと思いました。いわゆる「河川管理者」の人々のことです。私が委員であったころとこのときと、説明の仕方がかなり違って、今回は、筋は通っていないところが多いし、理屈の詰めもたいへん少なかったように思いました。そこで、東京などのいろんな関係者のところへも行って「あれは、いくら何でも説明がまずいよ」などと言ったこともあります。

それから、委員の発言の中に、今日はいらっしゃらないから名まえは申しませんが、自分の専門のところの利害関係だけに立っているような発言があって、まことに残念な気がしました。

次に、2月20日の『議事録（確定版）』ですが、全く意味をなさないような発言があるんですね。この方も今日は傍聴席にもいらっしゃらないので、名指しはしませんが、噛み合わない議論ばかりしている、いや、かみ合わさないようにわざとしているのではないかとと思われるような部分まである。「とにかく反対したい」との感情は全くわからないことはないんですが、あれでは委員会などでのまともな議論にはならない。その方の名まえはたしか、「発言確認がとれていない委員」の中には入っていなかったもので、読み直されてもおかしいことがおわかりにならないのだろうか、いささかならず心配するほどです。

それから、宮本さんの『答申原案』は、あるところから手に入れて読みました。しかし、それに対する他の方の意見（今日の「資料1-2」）というのはつい先ほど初めて見ました。これは詳しく検討していませんので一ちらりと見たところでは理屈の合わないものもあるようですが一、

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

今日は何も申しません。そう言うわけで、私の答申原案に対する第1の意見は、以下のことです。

「河川整備計画そのものだけではなく、少なくとも私が出たときのそれに対する説明をすべて含めても、まことに残念ながら、審議の対象に値しない」という文章を追加して頂きたい。すなわち、「門前払い」というのがこの「整備計画原案」とそれに対する「説明」に対する、もっとも相応しい対応だと思います。

しかし、それ以外については、宮本さんの答申原案で適当なのではないかと思います。文章としても決して強いとは思いません。むしろ弱いのではないかと感じるほどです。ただ1か所だけ、ちょっと言い方がまずいと思うところが5ページにあります。それは、「ダム計画について整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。」という部分で、これは「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、また、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない、と多くの人に理解されても止むを得ないところである」などと、変更した方が良いと感じました。つまり、ほんとうにそう思っていらっしゃるかどうかはともかく、「委員会の誤解である」などとの発言を封じるためにも、この方が良いでしょう。

それ以外については、この答申原案で良いと思います。

それから、言うまでもないことながら、議事録その他の中に奇妙な議論が出ていたので一言付け加えますと、みんなで努力して「まとまった」、あるいは「まとめた」意見が重要であることを、強調しておきたいと思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、次、お年の方は。

○榎屋 正氏

榎屋です。久しぶりに昔の委員会の委員の方々にお会いして懐かしく思いますが、私は、残念なことに、流域委員会にはご無沙汰をして、川那部元副委員長以上に流域委員会には一回も出てないんですが、いろんな話を漏れ聞いて、流域委員会そのものが非常に困難な状況にあるということはよく知っておりますけれど、何か私が関係したときの熱い気持ちというか、お互い丁々発止とやり合ったり、議論して、データが欲しいと言ってもなかなか出てこなかったりということはありませんでしたが、非常に真摯に出てきたものを委員の間でも議論して、資料をまとめて、ここに今本前委員長がおられますけれども、非常に楽しかったというそういう思い出がありますが、どうも最近の流域委員会の話を聞きますと、何となくしらけムードじゃないかなという感じがして非常に残念です。

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

今、ここに意見書がありますが、私もさるところから意見書をもらって見たんですが、中身としてはこんなものかなという気がします。例えば水需要管理のところ、水資源開発の関係のところ、先日宮本委員長が大阪市長さんに会っていろいろと話をしているというのをニュースで見ましたが、まだあんな段階というか、全然進んでないのかというのはちょっとショックでした。それから、ダムの問題に関しても、本当にダムが必要なかどうかということ自体も、数値的な問題とか、それが具体的に提示されていないんじゃないかなという気がします。川上ダムの問題にしても、川上ダムというのは上野遊水地からかなり離れたところにあつて、むしろ柘植川、服部川の方が影響が大で、川上ダムの方を流れている川はそんなに影響しないじゃないかという気がしますし、利水の問題についても十分調整すれば要らないんじゃないかという気がいたします。

それで、ダムの問題に関して1つだけ意見を加えてほしいというのは、ダム全般についてということの最後のところですけども、要するに当面ダムに関していろんな検討が終わるまでは凍結という意見を出したらどうかと私は思います。今までにたくさんダムをつくってきて、ダムの環境影響はそれぞれについていろいろ違うかもしれませんが、検討しているものがあるはずですが、そういう実績をもとに見たらダムが環境に対してどんなに悪い影響を及ぼしてきたかということがわかるんじゃないかという気がします。だから、その辺のところを整備局とか国土交通省はつかんでないのかというのが不思議でしょうがないと思います。

それからもう1つは、極端に厳しい話を言うのはあれなんですけど、私は電力にいました。それで、電力にいるときに発電所の建設なんかをしてましたが、発電所の建設をやってて、例えば今みたいに電力の需要が伸び悩んでだんだん先細りになったりすると、発電所の用地を一生懸命確保してますとすると、ある時期が来ると、国の方は非常に厳しい言葉で、そういうのをいつまでも保有するのはけしからんと、そういうことを言ってどんどん資産から削っていくのですが、ダムの問題も同じようなことだと思うんですね。水需要が減ったらどんどん見直していくというのは今みたいな低成長の時代では当然、しかも変化の移り変わりが激しい今のような時代では当然抜本から見直してやり直しするか、そういうのが普通だと思うんですが、それを国はなぜしないのかということがいつも私は見えて不思議な気がしてしょうがないというのが流域委員会にいたときの感想でもあります。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、次は今本先生。

○今本 博健氏

今本です。私は、流域委員会にほとんど毎回傍聴させていただいております。また恥ずかしなが

ら毎回傍聴者発言もさせていただいています。

この委員会に対する印象をまず言いますと、非常に不幸な出発をされたと思うんです。それは、1つは委員の選考の問題です。1次、2次の委員は、一応第三者機関によって実質上選考されているのに対し、この3次の委員会は、実質上河川管理者が選んだと言えらると思います。ということは、この委員会を社会は不信の目を持って見ているということです。実態はともかくとして、委員会としてはそういうふうな性格を持ってスタートされた。

もう1つは、休止という不幸な期間があった。1月末で休止されて、次に再開されるまでに6カ月余りの期間があった。もしこの期間がなければ、この3次委員会は、整備計画原案が示されるまでにかなり、あるべき河川整備とは何かということについての議論ができたと思うんです。例えば、1次、2次の委員会というのは、このパンフレットにもありますように、あくまで新たな河川整備を目指していました。それが、従来型の河川整備がいいとする意見が特に新任の委員に多いと思います。また、継続の委員の中にも、2次の在任中まではそのことを言わなかったにもかかわらず、3次になった途端に意見を変えられている。このことは、河川管理者の説明が、例えばダムの説明が、私たちが聞いたのと全く違った理由になっている、新たな理由になっているというのと同じほど私は継続委員に対しても不信を感じております。

そういう中でも私は今の委員会は非常によくやられると思うんです。委員長を中心として、もし委員長があれだけの補足説明をしなければ、多分、わからないままの審議を続けたのではないかと思うぐらい、委員長の説明は明快です。意見（案）は、少々文章のニュアンスの面でいろいろとあるでしょうけれども、私は厳しいのが好きです。といいますのは、意見というのは、河川管理者にこびるだけのものではないはずで、ここがいかにぞというときに、優しく頭をなでて聞くような河川管理者だったら、それでいいんです。たまたまきょう午前中、ここ20年間ぐらいの河川についてのいろんな新聞がまとめたものを読みますと、すべてとっていいぐらい河川管理者に対して厳しい論調です、マスコミは。にもかかわらず一切耳を貸そうとしてこなかった。私はこの委員会は、やはり論理的に河川管理者の間違っているところを明らかにしてもらいたいと思っています。もちろん、私自身も河川管理者に非常に愛情を感じておりますし、彼らがいい川づくりをやってもらわないことにはいけないと思いますので、決して敵対してやっつけるというのではないんですけれども、このまま厳しく言った方がいいと私は思っています。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございます。次、ご年齢からいきまして、村上さん。

○村上 興正氏

村上です。2期のときには頑張って出席率もよかったです、3期になってから本当に一度も出たことないです。申しわけありません。

それで、きょうの説明ですが、きょうの説明は非常にわかりやすかった。それで、全面的に賛成です。ただ、この資料の配られたやつを見ますと、きょうの説明よりも悪い。要するに、きょうの説明の方がずっと明快です。それで、一番の原因は何かと言いますと、具体的な数値、原案に数値が出て、それが何cmでどれだけの効果を持つかと、そういうことが全部ないんです。そのために非常に具体性を欠いたんですが、きょうの話は全部あったんです。だから、それが明らかにおかしいというのは、超過水位をこれだけの場所でこれだけと。だから限定だと。その限定的な理由がここに書いてない。それがきょうの説明には全部あったんです。だから、単純に、きょう説明されたやつをこの中に入れたら、すばらしい。

それと、1点だけ気に入らなかったのは、1番の環境のところの扱いが非常に悪い。この2、3、4については、ダムについては前の事業中の5ダムに関しての提言の方ができがいいと思います。ですから、こういうものをできが悪いものにはしてほしくない。ということで、そこはこれをもうちょっと参考にしてもらって、具体的にはいっぱいありますけれども、それは言いませんが。

それで、1のところの環境のところも、非常に総論になっているんです。それで、具体論がない。だから、具体論がなしに書くものですから、きょう初めて、例えば植物の、保全すべき植物の移植問題にしましても、ああいうとこで、今のやつがどこが悪いんだということを、要するにあれはダムをつくることを前提にして環境のことを考えている。ダムがなかった場合の環境のことを考えない。僕は、丹生ダムのとき何回も言いましたけど、丹生ダムの建設予定地は、すばらしい生物がいる、そこにすることはナンセンスに近いという話をしているわけです。そういったダムをつくることの是非に対しての話、根本的なことと思うんです。そこが、つくったときにどういう配慮をするかという話じゃないんです、これは。つくるかつくらないかというところに環境問題がある、その部分が1に非常に悪い。1だけ書きかえてください。あとは全面的に賛成です。きょうの説明は非常にわかりやすい。ということです。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。あとは自主申告で大体次自分かなと思う方、年齢的にどうでしょうか。

○荻野 芳彦氏

私も今本先生と同じように傍聴に行かせてもらって、委員長の説明は3回ぐらい聞かせてもらっ

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

ています。聞くたびに、うん、そうだと思ってだんだんよくわかってきてるとい、そんな感じ
です。

確かに、治水についての限定的という意味合いが、情緒的な限定的ではなくて、ここが限定的だ
ということがはっきりとわかって限定的だとよく説明しきれているように思います。これは、橋下
知事なり、ほかの知事さんがどういうふうに理解するかということにかかってくるのですが、恐ら
くそれぞれの府県の河川部がありますよね、ああいうところでまた何か説明が何かつくられていく
のかなと。そのところは少し難しいところもあるかなという気がいたします。

1つは、下流流量増に対する地域づくりで対応するとか、流域対応ということについては、やっ
ぱり弱点があるような気がいたします。この辺をどういうふうに補強していくかということがあろ
うかと思えます。これは、だけど順々にやっていくことで、今こういうふうにやりなさいと見せる
ものではないというふうに思います。

治水については非常によく、私にもよくわかって、そういうことだなと、限定的な意味もよくわ
かります。

利水について、川上ダムについて、青蓮寺の土地改良区のパイプラインを利用して導水する案は
大変有効な手段だと私は今でも思ってますし、あそこのパイプラインは説明された以上に能力はあ
ります。その辺はもう少しきめ細かくやっていかないといかんのですが、実は、そういうきめの細
かいことを彼らにやってもらわないといけません。

それから、もう1点ですが、この水需要管理の実現に向けての12ページをあけてください。絵が
1枚入っています。12ページの流況図です。この下に河川維持流量と水利権水量、それから渇水基
準流量と、こういうふうに順番に横の線が入っています。ことしの1月の段階で、河川管理者がこ
の川上ダムについての数値を発表したんです。それによりますと、一番下にあるべき河川維持流量
が0.74という大ききなんですね。本来なら、基準渇水流量の下に河川維持流量が来るのが普通なん
ですが、基準渇水流量が0.68で河川維持流量が0.74と逆転した数字を発表したんですね。

これについて、三重県知事にこれを決めたときに、あなた方は三重県側としてはちゃんと了解し
て、あるいは自分たちでそれをちゃんと聞いてますかという質問をやりました。その答えは、聞い
ておりますということだそうなんです。この数値が逆転すると、川上ダムの新規利水はもちろ
んダムを必要とすることになりますし、それから不特定利水としての容量を確保しないと
いけない。これは三重県が全面的に全部負担しないといけませんというような数値なん
ですね。ですから、そのことも御存じですかということをおっしゃったんですが、そのこと
については答えてこないんですね。

それに対して、河川維持流量0.74を0.3程度にすると、自動的に自流で新規利水は取水できる可

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

能性があります。このことは、伊賀市長と三重県知事も知った上での数値の設定なのかどうか、今もう一度質問をしているところなんです。もしも伊賀市長がそういうことを知っていない、あるいは知らされていないとすれば、こういう数値の決定は大変ややこしいことになるので、ぜひ取り上げていただきたいなと思います。

これは、河川法上も河川整備計画にかかわる重要な数値は、決定に際しては当然首長さんと相談して、きちっと説明をし、かつ市町村には同意を必要とします。こういう数値で、ちょうどハイウオーターレベル、計画高水を決めるのと全く同じです。維持流量とか基準渇水流量を、勝手に河川管理者が決めてこうしますというのではだめで、やっぱりきちんと知事さんに説明し、関係市町村の長の人に同意を求めないと、有効な数字ではないなということを言っているのですが。今のその2つとあわせて、もう一度やっていただきたいというふうに思っています。

○宮本委員長

ありがとうございました。次は、寺田先生。

○寺田 武彦氏

寺田です。2つばかり意見を申し上げたいと思うのですが、その前に、一番、きょうの冒頭に宮本委員長の方が、第1次、第2次の意見、経過を踏まえてこの第3次委員会の意見を述べたいんだということを明確におっしゃった、そういう点について、敬意を表したいと思うんですね。

これは、第3次委員会というのは、1次、2次があって第3次なんですね。だけれども、新しく委員になられた方からすれば、なかなか素直にはそういうふうな認識には立てないという部分があるかもしれません。これは第2次委員会が発足したときもそうでした。だけれども、十分時間をかけながら1次委員と2次委員とがいろいろな認識の違いを超えて、乗り越えて、そして様々な基本的なところの認識を共有しながら、その後検討していったら、できたと思うんですね。

ところが、今回の場合は、非常にこの河川管理者の方が先を急いでおられるといいますか、発足の当初から。そういうところで、これまでのような十分なそういう共通の理解、委員会の中で重要なことについて共通理解の中でこの審議をしていくというための、いわば助走ができないままにいきなり原案を示された。そして、3月末までに意見を出せというふうな、あたかもそういうふうな状況下の中で、大変ご苦労があるということは十分に伺われるんです。

だけれども、やはり大事なことは、宮本委員長が言われたように、やはり第3次の委員の委員全員がこれまでの6年以上に及ぶ検討の、これは河川管理者とこの委員会での協働作業の成果としてでき上がったものというのは、その中で大事なもの、欠かせないものは、やはり十分に引き継いで、そしてそれを検討してもらいたいし、意見も述べてもらいたい。そういう点で、きょうは委員の

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

皆さん全員がいらっしゃるわけじゃないので、残念ではありますが、そういうことをぜひ委員長さんのこの認識は、非常に的確だと思いますので、そういう点は、今後も維持をしていってもらいたいし、第3次の委員全員がそういう共通認識に立ってもらいたいというのは、これは要望です。

この意見の今回の中身に関しては、先ほど来、ほかの先生方もおっしゃったように、少なくともこの第3次委員会が現時点において述べなければならないことを端的かつ明快に述べているというふうに私も思います。しかし、これは少なくともです。ちょっと足してほしいという部分がありますので、それを今から申し上げたいと思います。

私は法律家ですので、一番大きな関心は、手続的なところに関心があるもので、その辺のところでもちょっと申し上げたいと思うのですけれども。昨年8月に第3次委員会の発足直後にこの原案が示された。そして、年度内にこの委員会としての意見を求めるというふうな形で。

○宮本委員長

12月です。

○寺田 武彦氏

12月。12月じゅうにね。というような形で多分スタートしたんじゃないかと思いますが、この河川管理者の方の考え方というのは、端的に、現時点の河川管理者のスタンスをあらわしてるんじゃないかということで、大変懸念をしています、はっきり言いまして。

というのは、これまで淀川の流域委員会が発足したときのことを思い出せばわかることなんですけれども、やはりこの新しい川づくりを目指して、それまでの固定的な考え方に、乗り越えて新しい様々な共通の考え方、新しい理念、そういうものを管理者と委員会が構築していこうというところから始まったと思うんですね。そういう中でいろいろ段階ごとの意見交換を経て、管理者の方もたくさん案を熟成をしていって、最終的には基礎案というところまでやっとたどり着いた。ところが、そういうものからかなり大きくかけ離れてしまった原案を第3次委員会発足直後に示して、そして意見を求めるというのは、それまでの意見形成の手順というものを全く放棄をしてしまっている、これは、明らかに。

このことは、この意見書の中身自体じゃないですけども、これはやはり委員会として明確に抗議の意思を僕は明快に示してほしいと思うのですよ。

私も残念ながら第3次委員会には傍聴等はさせてもらわなくて、大変申しわけなかったんですけども、新聞報道等、マスコミの報道を通じて見ている限りでは、河川管理者は、この第3次委員会がどのような意見を出そうとも、この示した原案の計画内容を変更する気がないというふうな、

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

かのような、そういう報道がされているんですね。もしもこのことが本当だとすれば、つまりこの流域委員会の意見は、単に形式的手続を踏むだけだと、意見はとにかく言ってくださいと。それとは関係なく粛々とこの計画案をつくることをやっていきますと、かのような態度にどうも終始されているんじゃないか。これはやはり、これまでの発足のときから、それから6年間ともにやってきたものを全部否定するということだと思うんです。

だから、このことは、この意見書の一番最初に、委員会は、原案見直しと再提示ということを求めておられますけれども、これにとどまったのでは、僕はいけないと思います。再提示じゃないですよ、これは。これはやはり、この委員会と、そしてこの管理者の方との間の意見交換を経て、協働作業の成果としてこの新しい原案もしくは計画案というものをつくっていくということを求めるということをやはり求めるべきだと。単純にちょっと見直して新しい案を出してくださいよということにとどまったのでは、僕はいけないのではないかというふうに思っています。そういうことをぜひできたら盛り込んでほしいというのが私の意見です。以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。次は。

○三田村 緒佐武氏

三田村です。2つ申し上げたいと思います。およそのことは今まで前委員の方がおっしゃったことと重なるとは思います。1つは、この意見に対して、もう1つは今後の委員会活動についてお願いすることです。

この意見に関しては、先ほど来、川那部先生、あるいは村上先生がおっしゃったように、環境のところが気になりました。もう少し言葉を変えよという意見がB4紙に書いてあったと思いますが、厳しい意見があって、これにおさまったのだらうと思います。私は「優先」「配慮」じゃなくて、「重視」「軽視」だと思います。そういう言葉の方がぴったりじゃないかと思います。

それは、河川管理者に環境観が欠如しているのだからと思います。歴史的あるいは組織的に環境が理解できる人がいなかった、残念ながら。あるいは、住民参加に関してもそういう人がいなかった。そういう意味においても、中心になる考え方を示すべき責任が委員会にはあると思います。真摯に物事をおっしゃった方がいいと思います。

今、住民参加のことを言いましたが、もう1ついじっていただければありがたいと思います。特にダムのところで、かつて河川管理者は、対話討論会あるいは説明会等、手続的には前の段階でおやりになった。ところが、方針を変更されたにもかかわらず、その手続を踏もうとされなかった。多分されてませんね。そここのところをつけ加えていただければありがたいなと思います。住民が十

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

分理解しないまま変更が行われた。これは非常に大事なところだろうと思います。ある意味では民主主義観の欠如かもしれません。

もう1つは、委員会の今後の活動についてお願いしたいのです。お願いしたいのは、国交省は委員会の意見を十分聞いて反映させたと思えないです。このようにころころ変わってきたということは、かなりが河川管理者の思いのままに動いてきたことです。その責任は、委員会にもあるかもしれない。委員会の力量不足、あるいは国交省の力量不足かもしれないです。そこを総括していただきたいと思います。そうでないと、こういう組織ができて、また繰り返されたら何もならないです。そういう意味においても、総括してどこに問題があるのだろうか、それをぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

○宮本委員長

はい、では最後お願いします。

○田中 哲夫氏

猪名川部会におりました田中です。ダムワーキングにも参加しておりました。私の専門は、河川の魚の生態ですけれども、委員会を通じて魚のことをしゃべる機会というのは本当になかったというか、河川環境を代表する魚のことを考えることはなかったですね。

何に議論が集中したかといいますと、水の収支ですね。水をためる、あるいは流す、あるいは洪水を防ぐ、あるいは渇水をどうする、利水をどうする、水の収支だけに終始したと思っています。

ただ、ここで芦田先生がコメントを書かれている事が、非常に当を得た指摘と考えます。河川環境復元、保全の目標も設定されていないということ。この河川環境については、流域委員会自体も実はそれほどやってこなかったというか、とてもそこまで手が回らなかったと思います。

水量の収支だけで、河川環境が復元するわけではないわけですよね。当然土砂の収支が入ってきます。その土砂が洪水による運搬あるいは攪乱を受けて、河川環境において最も重要な瀬、淵という生息場所ができ、そこに河川環境の大きな要素である生物がすまうわけですね。その河川生物の棲み場を保全するのに、あるいは棲み場を再創造するためにどういうことをしたらいいのかということまではとても手が回らなかったんですけれども、そこをやっぱりこれから先ぜひ議論していただきたい。水量収支だけではなくて、土砂収支を加えて河川環境がどう復元されていくのか、攪乱としての洪水の強度または頻度をどれぐらいにしたら、いわゆるまともな河川環境が復活するのかというところに議論を持って行って、そのためにダムがどう効いてくるのかということをやはり議論しないと、河川環境とダムの関係を論じることにはならないと思います。

私自身は、ダムが一番のデメリットは、土砂収支の流れを切ることと、それからもう1つは、ダ

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

ムでもって流水の位置エネルギーを一点に集中して労費してしまうということだと思っています。流れる土砂が、流水の位置エネルギーを発揮することにより、良好な瀬と淵ができるのだと。要するに、河川環境が動的に維持だと思っていますので、ダムというのは、この最重要であるエネルギーをそこで労費してしまうということで、決定的にだめだと思っています。それでもなお、ダムが必要な場合もあるでしょうが、現時点での河川管理者の原案では河川環境を治水・利水と同等に検討したとは思えない。

皆さんも指摘しており、宮本さんも苦勞されたと思うんですけども、環境の部分は、不満足です。

最後のところ、「委員会は現時点において、これらダムの実施を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない」。このところは、私が書くとしたら、河川環境に関する検討が極めて不十分であって、「近畿地方整備局が遵守すべき河川法に明らかに違反しており認められない」と、もっと強く言った方が私はいいと思います。まだまだ第3期委員の方は手ぬるいという気がいたします。

○宮本委員長

一通り意見をいただきました。ありがとうございます。そしたらあれですかね、ちょっとこちらから聞かせてもらって、川上さんの方からご感想なりご意見があったら言ってください。

○川上委員

久しぶりに皆様方の辛口のご意見を賜りまして、本当に身が固まるような思いでございます。反面、また温かい激励だというふうを受けとめて今後も頑張ってまいりたいと思っております。

確かに、環境のところについても、ご指摘いただきましたように、いろいろまだ至らぬ点があります。それから、水資源開発のところについてもまだまだ至らぬところがあります。しかしながら、この意見書案を出した趣旨というのは、現時点におけるこれまでの議論の論点の整理といたしますか、そういう趣旨でつくったものでございまして、そこから文章自体、あるいは内容自体も一般の方にもご理解いただける、それから、マスコミ関係の方々にも誤解なくご理解いただける形をとったということをご理解いただきたいというふうに思っております。

これからまだまだ試練が続くわけなんですけれども、4月9日に朝の10時から夜の7時までぶっ通しで徹底議論をやります。山下副委員長が水資源開発、水需要管理、そして私がダムの司会進行を務めることになっておりまして、なかなか厳しいんですけども、頑張ってまいりたいと思っております。

今後もぜひ厳しいご指摘、ご指導をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○宮本委員長

山下さん、特に寺田委員から手続のことがありましたけれども。

○山下委員

私は第3次からの委員なものですから、1次、2次の状況をよく把握できていません。そういう意味ではきょうのお話は、一方で、そういううらやましい時代もあったのかなという気もしたのですが、第3次について、第1次、第2次と同じ状況を望むのはなかなか厳しいということもご理解いただきたいと思います。そういう状況に陥っているということです。総括をとというのは、それは絶対必要だと思うのですが、果たして委員会ができることか、そうではなくて、もう少し別の、何かそれこそ総括評価の委員会みたいなものをつくっていただいて、そこで客観的にやっていただいた方がいいのかという気もちょっとしています。いずれにしても、こういう状況に陥っているということの原因をきちっと押さえることが、これからの、淀川だけでなく全国の流域委員会、あるいはその整備計画をつくっていくプロセスを考えていくときに、重要なことだろうとは思っています。

2つ目が、環境についてかなり厳しいご意見をいただいたのですが、去年8月から委員会の議論にかかわらせていただいた私の感想としては、まずやっぱり原案が示されてしまって、その原案についての議論を進めてきたということがあって、そもそもあるべき河川管理とは、河川環境の望ましい姿とはという、そういう議論を十分できなかつたと思います。

したがって、環境に関しての議論が十分でないというわけではないんですけども、そもそもというか、そういうレベルでの環境の議論はもうひとつ手薄だったなという印象を持っています。その点は反省しなければいけないし、今後の課題かなと思っています。そういう状況の中でのこのたたき台なのだということで、だから環境についてもう一步踏み込めていないというのは、まさに委員会の議論が十分ではないというところを反映しているのだと思います。そういう意味では、厳しいご意見をいただいたんですけども、どこまで踏み込めるかなという気もちょっとしています。

3つ目は、これはもうこういう状況に陥ってしまったので仕方がないなということなのですが、確かに河川管理者と流域委員会の間で、どういう作業のやり方をして、まさに流域委員会の意見を形成していくかということは、1次、2次の、特に基礎案の当時とは違った形になってしまって、その点がこういう状態になっている原因でもあるのですけれども、その点をちゃんと抗議しろと。わからないではないですが、そこまでけんかを売るようなこともないかなという気もちょっとしていますし、それは最初に述べた、どうしてそうってしまったんだろうというところに、やっぱり行ってしまうのかなと思っています。私自身も、何でこうってしまったんだろうというところは

ずっと気になりつつ委員会にはかかわらせていただいているんですが、ただ一方で、「でもなあ、原案が出てるし、河川管理者から急がされているし、そういう中で、しかし流されてはいけないよな」ということで来ているということだろうと思います。若干、半分弁明みたいな話になりましたけれども、そういうところがあるかと思います。

○今本 博健氏

ちょっとよろしいか。

○宮本委員長

どうぞ。

○今本 博健氏

私は傍聴席から、これまでの委員会というのは、環境に関する考え方ですね、実は川那部先生から耳が痛いほど「配慮なんかではだめなんだ」ということをずっと言われ続けてきた。「人間がここ数百年で絶滅するんだったらいいんだけども」ということも聞かされてきた。私は、川那部先生がきょう来られているので、ぜひ直接ね、環境というのはこういうふうにして考えてほしいというのを、簡単にと言ったら失礼に当りますけれども、教えていただけませんか。

○川那部 浩哉氏

さあ、困りましたね。話し出すとたいへん長くなるので、要約しやすいところだけ申しましょう。旧委員には耳にたこの出来るような話かもしれませんが・・・。

一つは、人間は生きものの一種として、自然界という環境、すなわち、生きものの相互関係の中で、また生きものと生きていないものとの相互関係の中で、生まれたし今もそれによって生かされているという、ごくあたりまえの事実ですね。だから、「環境に配慮する」などと言うのではなく、「環境からお裾分けを頂く」以外に、人間が長く生きる術はいっさいないのです。

いま私は「長く」という言葉を使いましたが、あとどれくらいの世代、人間は生きていく、あるいは生きていけると思われますか。ヒトが生まれてから数十万年だそうです。地球上の種の平均寿命は、誰がどのように計算したのか良くは知りませんが、数千万年だそうです。「万物の霊長」は今までの百倍生きなければ、平均にも達しないのです。それは無理としても、これからまだ十万人のオーダーぐらいでは生き続けないと、格好がつかないと私は思います。人間は自然の中から生まれたもの、言わば自然が作ってくれたものですが、人間は自然を作ることは出来ないのです。

「人間の生活を環境容量内に留めなければならない」というのは、1992年のいわゆる「地球サミット」のときの「アジェンダ21」にあることです。そう言えば誰かの「せりふ」にありましたね。「環境がいかに大切であるかは誰もが知っている。どうすれば良いかも多くの人が知ってい

る。ただ、それを進める勇気がないだけである」とね。

このことにもある程度関連するのですが、従来の審議会とか委員会とかは一般に、まず原案が出て、それについて少し意見を述べて、だいたい良いとか、ときには一部に反対があるとか、それで終わりだったそうですね。淀川水系流域委員会は、特に環境などはどう考えて良いのか、「河川管理者」はもちろん、一般にもあまり良くはわからないというところから出発して、整備計画はどのような考えを基盤にして、それには何を盛り込むべきか、と言う点から議論しようということだったわけですね。また、その内容については、改正された『河川法』だけではなくて、2000年に出た幾つかの河川審議会の意見に、もっともきっちりしたがっているものだったのです。その点では、「全く新しい」との巷の評価は少し違っていて、国土交通省にむしろ「忠実な」委員会だと思いい、個人的には、ときにそう申しても来ました。

そのような意味では、山下さんが先におっしゃったのはある意味でわかるんですけども、委員会が2次から3次へ移行するときに改めて議論されるべきだったろうし、逆に言うと、それを省略して、ああいう格好で直ちに「整備計画原案」が提示されるのなら、委員をそれほど大きくは変えない方が良かったし、少なくとも人選のやりかたを従来とは変えてまで、「河川管理者」が主導的にやるべきではなかったと思いますね。委員会としても、このあたりのところについては不十分であったと、書き加えられた方がいいのではないのでしょうか。追加の第1です。

追加の2番目は、環境のところの議論について、今日拝見した芦田さんの文章の少なくとも初めのところを、意見書に入れられるべきだと提案します。

追加の3番目は、寺田さんがおっしゃったことです。気にはなりながら、そういう言い方は思いつきませんでした。その意見に全面的に賛成です。是非これも意見書に入れて欲しいと要望します。

それから、『議事録』を見ていると、先にも言いましたように、どうしてああいうことをおっしゃるのかわからないものがあります。複数の発言が、論理的に互いに全然合っていない方がいる。いや、私の方が間違っている可能性も全くないとは言いきれませんが、失礼ながら、とにかく信じがたい発言です。そこで私としては手始めに、理・工・農系の委員と私だけとでも一遍、「そこはどういう意味ですか」「それはどういう意味ですか」「この間あなたの論文の中で書いてあったこととどう関係するのですか」と、論じ合ってみたい気さえしています。こういう機会は、委員会でもあってもいいのではないのでしょうか。「私の方が間違っていました」とか「考えが足りませんでした」とかやれば、科学や技術ももっと進歩するのではないかと思っています。

勝手なことを申しまして、宮本さん、済みません。

○宮本委員長

あと、ほかの方は何かございますか。さらにご意見。

○村上 興正氏

いいですか。

○宮本委員長

では、どうぞ。

○村上 興正氏

資料1-2が非常にてんでばらばらに書かれていますけれども、これで意見を合意形成というか、何かをちゃんとつくり上げるための意見というふうには読めないものが随分あって、それは委員として失格ではないかと。というふうに読める人がいっぱいあります。

もうこんな意見をこういうところへ書くべきではないと。これはこういう形ではなくても、むしろ論点について皆で話し合いながら決めていって、こういうばらばらな意見をこういう形でまとめること自身がおかしいと思います。こういうものを資料を出すこと、これを見て、ますますひどいなと思いますよね。これはひどいです。これはまとまらんのではないかと。

極端に言ったら、全然勉強不足というかね。僕は第2次ときは頑張って勉強しましたから。それと比較してもむちゃくちゃ勉強不足というのがいっぱいあります。こんなことでよく意見を言うなと思います。やっぱりそれは僕は考えるべきだと。レベルが低過ぎる。その辺のところは、やっぱり言うときはもう少しちゃんと踏まえた上で言うべきだと思うところがいっぱいあります。僕やったら、これらの意見にむちゃくちゃかみついたと思います。そういうところがやっぱり足りない。何かいい子では済まないと思います。

だからそういう形で、今本先生も随分かみつかはりましたからね、僕以上ですからね。それでも、やっぱりおかしいところはおかしい、「あなたの意見と私は違います」と、「これはどういうことなんですか」ということを言うて、初めて合意していくので、その部分が余り感じられない。

きょうの話でも「効果が小さくても必要だ」という意見を書かれていましたね。あれ全然意見を変えるつもりはないんですわ。それは要するに、河川管理者が必要と言うてるから必要だと思ってるだけの話です、極端に言うと。だから「小さくても必要だ」という言葉がいつも出てくるけど、それは議論を踏まえてないんです。そしたら、その「小さくても必要だ」の論拠は何かと。それで、それに対して反論してくれと言わんと、それはまとまらんと思います。

だから、やはりそういった形の合意形成をとるための委員会なりの議論を僕は足りないと思います。この特に資料1-2を見て少し頭に來ましたので、それについて。一々言いませんけれども、

そういう感じを受けました。

○寺田 武彦氏

ちょっと私もつけ加えさせてください。

○宮本委員長

どうぞどうぞ。

○寺田 武彦氏

少し補足させてください。川那部先生が河川法改正のことをおっしゃったので、やっぱり私も一言述べておかないと。

97年の河川法改正の趣旨といいますか、このときの立法の精神というものを、少なくとも淀川の流域委員会の委員の皆さんはしかと受けとめなくてはいけない。それが僕はできていないと。今の環境のところも、確かにこの治水、利水、そしてその環境というものが加わったという程度にしか理解をしていない方が僕は多いのではないかと。平面的に加わったのではないんですよ、このときの立法は。そのことがやはり、基本的なさまざまな各論のところ意識の違いになってきている。このところは、やはりきちんと僕は復習をしてこなくてはいけないと思うんです。

それから手続論も、先ほど私が申し上げたことは、まさにこの97年の改正の最大の趣旨というものが、この計画策定過程というものを大事にしよう。簡単に言えばそういうことなんですよ。それを最大限、この淀川の場合は生かして、近畿の整備局も、これまでにない新しい計画づくりというのはそこに、中身のことで、もう1つはやっぱり手続の面で、さまざまな利害の関係者の方から意見を聴取しながら、委員会自身も学習しながら、そして管理者の方も学習しながら、よりよい計画づくりをしていくという策定過程、これをやはり最大限民主的にやっていこうということだったと思うんです。それから大きく昨年からはそれてしまったということは、もう間違いないことなんです。これはやはり糾弾しなくてはいけない。「糾弾」などという言葉は使いたくはないのです。だけれども、少なくとも抗議はしなくてはいけない。それで先ほど意見を申し上げたことなんです。

だから、これは根拠のないことではなくて、97年改正の立法の精神というもの、またこの改正の趣旨というものを、やはり委員皆さんが自覚をしてもらいたい。法律というのは具体的に事細かく規定をするわけではありませんので、生かすも殺すも、これは運用次第なんです。そういうところがやはり、このときの改正のときの精神に立ち返って、この計画づくりに関与する、特にこの委員会の委員の皆さん全員がそういう意識を持ってもらわなくちゃいけないというふうに思います。ちょっと補足しておきます。

○宮本委員長

ほか、ございますか。予定時間が過ぎましたけれども、特にとりう方がございましたら。はい、どうぞ。

○今本 博健氏

今まで、この関係の委員会は常に傍聴者にも発言を許してきましたので、最初に庶務のああい言葉はありましたけれども、もうできるだけ短く、絶対に2分以内という形で許されてはどうか。

○宮本委員長

そういうご意見がございましたので、私も結構だと思います。

それでは、せっかくの花見日和のときにこの会議に来ていただいた傍聴者の方々、できましたら、もう2分と言わず1分半ぐらいで簡潔にご意見を言ってもらったと思います。1次の流域委員会がスタートしたときの元河川調査官もおられますので、ぜひご意見をいただきたいと思います。どなたか、挙手をお願いします。

それでは、まず細川さんからどうぞ。

○傍聴者（細川）

元委員の細川です。

きょう、先生方のご発言を聞いておまして、まだまだ私は甘かったなと思いました。原点に帰るということが、何だかんだ言いながらやっぱり3次委員会まで、ここまでの流れを見ながら、まあこんなもので仕方がないのかなというふうに思っていた部分がありましたけれども、やはり初心に戻って流域委員会を見直す必要があるように感じました。そして、河川管理者にも本当に初心に戻ってほしいと思いました。ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

そしたら酒井さん。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井ですが、きょう1日お話を聞いておりました。淀川水系流域委員会の第1次、2次、3次と住民参加の立場で傍聴者発言をやっています。なぜこういうことをいいますときょう出席されている学識専門家としての先生方を含めて、今日の淀川水系流域委員会があると思うんです。その発信が現流域委員会としてできていない。河川管理者としてはもう過去の人だというような扱いをされています。以前の流域委員会委員の方も当然納税者関係流域住民ですから、税金

払っておられはらずです。あるべき近畿の姿なり、川の姿というのは心の中で持つておられると思います。残念ながら、きょうこれだけしか集まっておられないことはどういうことなのかよくわかりません。

厳しいお話がでましたが、全く同感です。私は淀川水系流域委員会発足当初から現在まで、休止があつてから、原案が提示されたときに、寺田先生じゃないですけど、「頭から原案を撤回せよ」と言い続けています。そのような意見は少ないのです。もう少し待てとか、現三役も含めてそういう議論があつて、その流れでずっと引き込まれて、我慢に我慢を重ねておるわけです。そういう思いをしています。

これからは、いろいろな議論が先生方から出ましたので、以前の専門部会なり、いろんな工夫された形のものを第2次、第1次委員会で作られてきましたので、そこでもう一度本来の形、皆さんがおっしゃるとおり、河川法がいつていることをもう一度、原理原則として、淀川モデルとして全国に発信するのだと、自信を持って我々が6年間やってきたことをきちっと議論、発信していく、自信を持って改革の第1歩を踏み出していこうというふうにしていきたい。

私も命のある限り、あらゆるところで発言、発信していきますので、なにぶんよろしくお願ひします。長くなりまして、ありがとうございました。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、藪田さん。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田です。

簡単に言いますけれども、きょうは1期、2期の先生方のお話を聞いて、もっともだと思うことが非常にあります。それで、逆にお願ひしたいんですが、私は、今本先生とか荻野先生は委員をやめてからもできる限り傍聴されて、しかも傍聴者発言もされるということで、一住民としても流域委員会参加をされていると思うんです。それで、もちろんきょう、第3期委員の方が、1期、2期の委員に意見を聞きたいということで集まれて、そこで意見を出されたことを非常にいいと思うんですけれども、もう1点お願ひしたいのは、きょうここで出されたような意見を、これは個人的にもやっぱり流域委員会への意見とか、あるいは河川管理者への意見とか、あるいは専門的に見てこれはここがおかしいんじゃないとかいうことを、どんどん出してほしいと思うんです。

なかなか、今の河川管理者は、はっきり言って従来の河川管理者とはちょっと違うという状況が確かにあると思うんですよ。これはやっぱりびしっと正していこうと思ったら、かなり世論的に、論理的にも、世論の数的にも、やっぱりびしっといかないと、この淀川水系流域委員会のモデルと

いうのは成功しないんじゃないかと私は思っています。

私も6年間通わせていただいていますけれども、そういう点ではきょう来られた委員の方もぜひご尽力をいただきたいなという、ちょっとお願いの発言になりましたけど。

○宮本委員長

はい、千代延さん。

○傍聴者（千代延）

千代延です。最近、委員会で目先のことに振り回されておりましたが、きょうはもう非常に重い言葉をいただきました。これではいかんと大変深く反省をしております。本当にこういうお話を、原案が出て余り時間のないときにお聞かせいただければ、もっとありがたかったと思います。まあしかし、ここの段階に至っておりますが、もう一度気を取り直して取り組みたいと思いますので、しっかりご支援をいただきたいと思います。

きょうはありがとうございました。

○宮本委員長

ほか、ございませんか。よろしいですか。余り指名するのもあれなのでやめますけれども。

そしたら、一応時間も10分超過しましたので、これで終わりたいと思います。きょう、今皆さん方がおっしゃったみたいに、私もこの2時間、皆さん方のお話を聞かせていただきまして、本当に流域委員会がスタートした1次、2次の、あのときの雰囲気といいますか、もう一度、何か私もその当時の気持ちに帰らせていただきました。そういう意味で、この今の気持ちを大切にしまして、今度は4月9日に朝から夜まで委員会をやります。これは先ほど川那部先生もおっしゃったみたいに、一つ一つその場できちっと議論して、どうですかという話で、詰められるものをできるだけ詰めていくという作業をしたいと思います。

そういう意味で、これから意見書の取りまとめ、そしてさっきも言いましたけれども、この意見書というのは、最終意見書ではありません。あくまでも現時点において河川管理者に言いたいということですので、これからも流域委員会は継続していきますし、我々としては精いっぱいやっていきたいと思います。

そういう意味で、これからも1次、2次の旧の委員の方々、これはもう第3次は自分たちの子供や孫がやっているんだという気持ちで、ぜひ暖かい気持ちで叱咤激励をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

4. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

これを持ちまして「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会」を閉会いたします。大変ありがとうございました。

[午後 4時44分 閉会]

■淀川水系流域委員会 淀川水系整備計画原案に対する意見（案）についての旧委員への説明会
(2008/04/06) 議事録

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。